

3. リスクアセスメントの重要性の再認識

- リスクアセスメントの対応によっては重大な結果が生じる可能性があり、下記を徹底すべき。
 - ・常に虐待死が起こる事態を想定して行う。
 - ・必ず虐待者本人と面接をすることを含め家族全体のアセスメントを行う。
 - ・職員個人の判断だけではなく、組織的に行う必要がある。
- 虐待のリスク要因が認められる場合は、速やかに子どもの安全確認を行い、アセスメントを行うべきである。（「当委員会で指摘した虐待による死亡が生じ得るリスク要因」参照）
- 援助方針は、保護者の状況等に応じて適切に見直しを行うことが必要である。

4. 関係機関との連携のあり方の再確認

- 事例対応においては、役割分担を明確にするべきであり、特に主として関わる関係機関や進行管理に関する役割を決める必要がある。
- 関係機関は、要保護児童対策地域協議会を積極的に活用し、他の関係機関と情報共有を図り連携した対応を検討することを徹底すべきである。
- 関係機関は、すべての機関が、要支援家庭には虐待が起こる可能性が高いことを認識して支援していく必要がある。
- 医療機関から保健及び福祉機関への情報提供を定型化し、情報提供を受けた機関は支援チームを構築し、アセスメントを経て適切な支援を展開する必要がある。

5. きょうだいへの対応についての再確認

- 虐待を受けた子どものきょうだいについて、虐待の対象となる可能性があることを認識し、まずは安全確認を行うことが必要である。
- きょうだい虐待の対象となる可能性があること等を認識し、児童記録票の作成を作成し、定期的な安全確認とアセスメントを行う必要がある。

6. 人材の育成および組織体制の重要性の再確認

- 市町村等の関係機関が適切に事例を児童相談所につなげるよう、虐待に対する知識や基礎的スキルの獲得等に向けた関係者の資質の向上への支援策を図るべきである。
- 児童相談所は、虐待対応の中核機関としての自覚を持ち、研修体制の充実など一人ひとりの職員の技能の向上を図るとともに、組織としての対応システムの強化を図る必要がある。

7. 地方公共団体における検証に関する課題の再確認

- 形式的なものにとらわれず、有効な検証を実施することが望まれており、一般論にとどまることなく、地域の人的な資源の状況など地域特性を踏まえた検証を行うことが求められる。

おわりに

虐待による悲惨な死亡事例など重大事例の再発防止に向けて、本委員会としても引き続き必要な分析・提言を行っていく。

当委員会で指摘した虐待による死亡が生じ得るリスク要因

保護者の側面

- 保護者等に精神疾患がある、あるいは強い抑うつ状態である
- 妊娠の届出がされていない
- 母子健康手帳が未発行である
- 特別の事情がないにもかかわらず中絶を希望している
- 医師、助産師が立ち会わないで自宅等で出産をした
- 妊婦健診が未受診である
(途中から受診しなくなった場合も含む)
- 妊産婦等との連絡が取れない
(途中から関係が変化した場合も含む)
- 乳幼児にかかる健診が未受診である
(途中から受診しなくなった場合も含む)
- 子どもを保護してほしい等、保護者等が自ら相談してくる
- 虐待が疑われるにもかかわらず保護者等が虐待を否定
- 過去に心中の未遂がある
- 訪問等をして子どもに会わせてもらえない

子どもの側面

- 子どもの顔等に外傷が認められる
- 子どもが保育所等に来なくなった
- 保護施設への入退所を繰り返している

生活環境等の側面

- 児童委員、近隣住民等から様子がおかしいと情報提供がある
- きょうだいに虐待があった
- 転居を繰り返している

援助過程の側面

- 単独の機関や担当者のみで対応している
- 要保護児童対策地域協議会等が一度も開催されていない
- 関係機関の役割、進行管理する機関が明確に決まっていない

※ 子どもが低年齢であって、上記に該当する場合は、特に注意して対応する必要がある。

児童虐待防止法及び児童福祉法の一部改正法の概要

- 平成16年改正法附則に基づき、超党派で改正案が取りまとめられ、平成19年4月国会に提出。同年5月、可決・成立(平成19年6月公布、平成20年4月施行)。

1 児童の安全確認等のための立入調査等の強化

- 児童相談所等の安全確認措置の義務化
- 解錠等を伴う立入調査を可能とする新制度の創設
- 立入調査を拒否した者に対する罰金額の引上げ(30万円→50万円以下)

2 保護者に対する面会・通信等の制限の強化

- 児童相談所長等による保護者に対する面会・通信制限の対象の拡大
 - ※ 裁判所の承認を得た上での強制的な施設入所措置以外に、一時保護及び保護者の同意による施設入所の間も制限可能に
- 都道府県知事による保護者に対する接近禁止命令制度の創設(命令違反には罰則)
 - ※ 裁判所の承認を得て強制的な施設入所措置を行った場合で特に必要があるとき、都道府県知事は、保護者に対し、児童へのつきまといや児童の居場所付近でのはいかひの禁止命令をできる制度を創設。

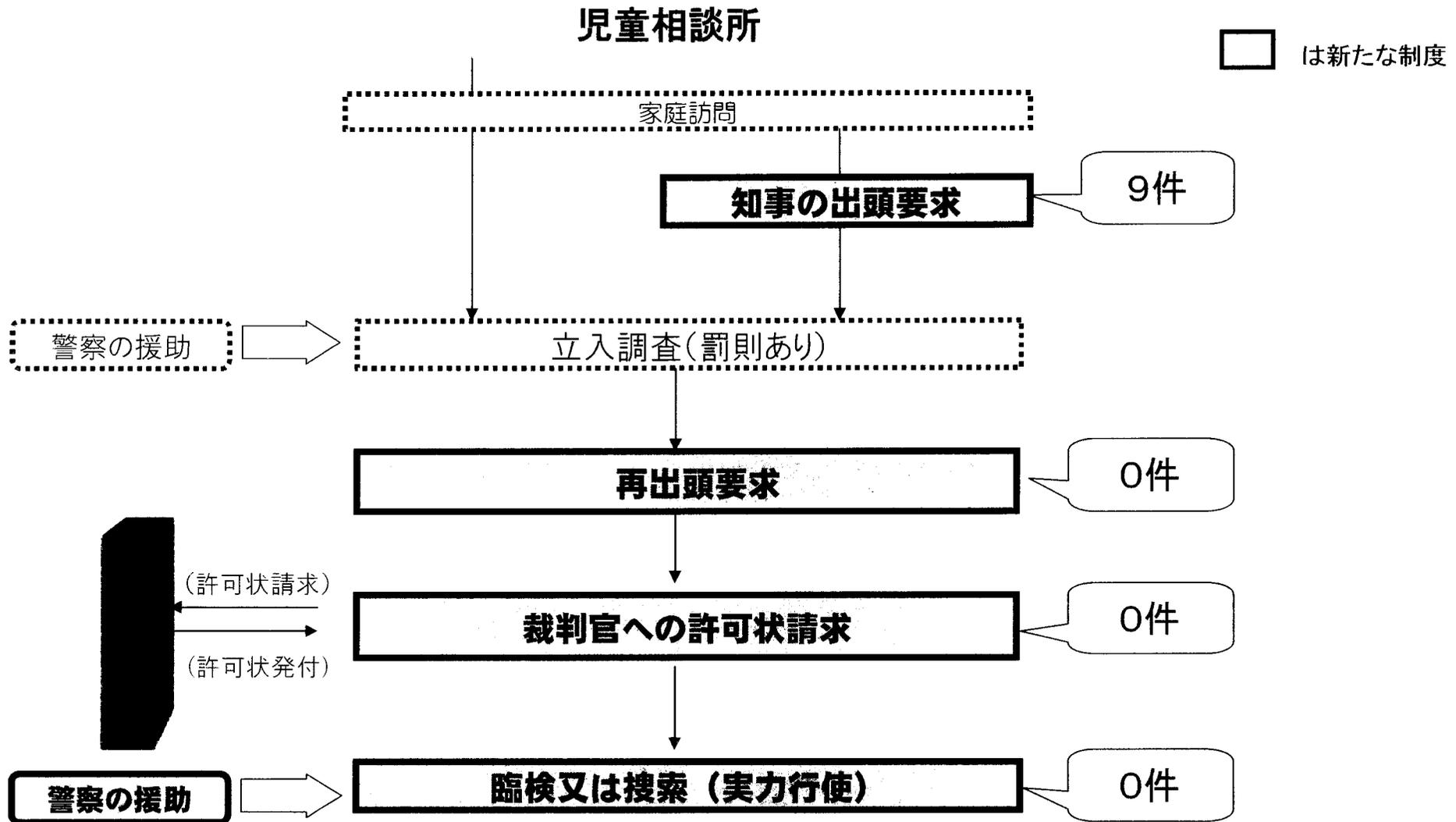
3 保護者に対する指導に従わない場合の措置の明確化

- ※ 保護者が指導に従わない場合、一時保護、施設入所措置等の措置を講ずることを明確化

4 その他

- 国及び地方公共団体による重大な児童虐待事例の分析責務の規定
- 地方公共団体による子どもを守る地域ネットワーク(要保護児童対策地域協議会)設置の努力義務化など

児童の安全確認・保護のプロセス



注: 新制度に係る数値は、平成20年4月1日(改正法施行日)~同年8月31日までの間に、都道府県、指定都市、児童相談所設置市で実施したもののうち厚生労働省に報告があった数

実施例1

背景

- ・不登校及び養育放棄の疑い。
- ・児童相談所の家庭訪問を含む各関係機関からの接触に応じない状況。出頭要求。

出頭要求後の状況

- ・家族全員で児童相談所で面接。
- ・児童は登校。関係機関による見守りを実施。

実施例2

背景

- ・養育放棄の虐待通告。
- ・家庭訪問に応じないため出頭要求。その後、家庭訪問には応じ、関係機関の支援を行う。
- ・その後、関わりの拒絶があり、再度、出頭要求。

出頭要求後の状況

- ・出頭要求に応じなかったため、立入調査を実施。
- ・職権による一時保護後、同意による措置入所に変更。

実施例3

背景

- ・養育放棄の虐待通告。
- ・ガスも止まり、部屋もゴミだらけの状況。
- ・家庭訪問に応じないため出頭要求をするが接触できない状況。

出頭要求後の状況

- ・出頭要求に応じなかったため、立入調査を実施。
- ・職権による一時保護後、強制措置のため家庭裁判所へ申し立て。

実施例4

背景

- ・養育放棄の疑い。
- ・児童相談所を含めた関係機関からの接触に応じない状況。出頭要求するも反応がなく、また、所在がつかめない状況。

出頭要求後の状況

- ・家族の住居の管理会社に依頼し、児童相談所職員が立入調査を実施。不在の状況を確認。
- ・所在不明のまま。

平成21年度児童虐待防止対策関係概算要求の主な内容

発生予防対策の推進

【孤立化防止】

- ・生後4か月までの全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)の推進
- ・育児支援家庭訪問事業の推進
- ・地域子育て支援拠点事業の推進

【虐待防止に向けた機運の醸成】

- ・オレンジリボン・キャンペーンなどの啓発活動の促進

早期発見・早期対応体制の充実

【子どもを守る地域ネットワークの機能強化】

- ・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業の推進

【児童相談所の機能強化】

- ・評価・検証委員会設置促進事業 [新規]
- ・一時保護所における心理職員の充実、教員等の配置の促進

【一時保護施設の充実】

- ・一時保護施設の環境改善

【子どもの心の問題等への対応】

- ・子どもの心の診療拠点病院の整備

自立に向けた保護・支援対策の充実

(社会的養護体制の拡充)

【家族再統合に向けた取組の強化】

- ・保護者指導支援事業 [新規]

【家庭的養護の推進】

- ・ファミリーホームの推進、里親支援体制の充実
- ・小規模グループケアの推進

【入所している子どもへの支援の充実】

- ・乳児院における被虐待児個別対応職員の配置

虐待防止に関する啓発

- ・児童虐待防止月間（11月）において集中的な啓発活動を行うほか、民間団体（NPO法人児童虐待防止全国ネットワーク）によるオレンジリボンキャンペーン等を実施
- ・合わせて「子どもの虐待防止推進全国フォーラム in しが」を滋賀県大津市で開催（11月2日～3日）

オレンジリボン憲章

子ども虐待防止のオレンジリボン

- ① 私たちは、子どものいのちと心を守ります
- ② 私たちは、家族の子育てを支援します
- ③ 私たちは、里親と施設の子育てを支援します
- ④ 私たちは、地域の連帯を拡げます

☆ あなたにできること・・・

- まずは身近な自分の子育てを振り返ってみてほしい
- もし、子育てに悩んでいる人がいたら、ひとりで抱え込まずに相談してほしい
- もし、虐待で苦しんでいる子どもたちがいたら、がまんしないで打ち明けてほしい
- 自分の周囲で虐待が疑われる事実を知ったときは、躊躇なく通報してほしい
- 虐待を受けた子どもたちの自立に向けた支援の輪に加わってほしい（寄付でも、ボランティアでも）
- もし、可能なら、虐待を受けた子どもたちのための親代わり（里親）になってみてほしい